

表題部所有者の登記のお知らせ

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和7年1月24日

高松法務局観音寺支局

登記官 立野光男

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積
4702-2023-0008	観音寺市大野原町海老濟字中山口411番2	墓地	3.29㎡